

横浜市ウェブサイトは、2019年3月26日に全面的にリニューアルしました。
表示されているページは2019年3月26日時点の旧ウェブサイトのアーカイブであり、情報が古い可能性があります。
最新の情報については、新しい横浜市ウェブサイト (<https://www.city.yokohama.lg.jp/>) のトップページまたはサイトマップからお探してください。

横浜市都市美対策審議会

■ 第18回 横浜市都市美対策審議会景観審査部会議事録

議題	1 横浜市景観計画等の変更について (みなとみらい21中央地区における景観計画及び都市景観協議地区等の変更について)(審議) 2 その他
日時	平成25年5月23日(木) 午後6時から午後8時まで
開催場所	横浜みなとみらい21プレゼンテーションルーム(西区みなとみらい2丁目3番5号クイーンズスクエア横浜クイーンズモール3階)
出席者 (敬称略)	委員: 卯月盛夫(部会長)、加藤仁美、金子修司、中津秀之 専門委員: 国吉直行

	<p>書記:青木治(都市整備局企画部長)、綱河功(都市整備局都市デザイン室長)、 小池政則(都市整備局地域まちづくり部長)、塚田洋一(都市整備局景観調整課長)</p> <p>関係者:飯島悦郎(一般社団法人横浜みなとみらい21企画調整部担当部長)</p> <p>関係局:小山孝篤(都市整備局都心再生部長)、天野友義(都市整備局みなとみらい21推進課長)、 黒田崇(都市整備局みなとみらい21推進課担当係長)</p>
欠席者 (敬称略)	<p>委員:高橋晶子</p> <p>関係課:梅澤厚也(西区区政推進課長)、鈴木明広(中区区政推進課長)</p>
開催形態	公開(傍聴者なし)
決定事項	みなとみらい21中央地区の景観計画及び都市景観協議地区等の変更については、本日の意見を踏まえて検討を進め、次回景観審査部会に付議する。
議事	<p>1 横浜市景観計画等の変更について(みなとみらい21中央地区における景観計画及び都市景観協議地区等の変更について)(審議)</p> <p>○塚田書記</p> <p>本日の議事について概略をご説明します。</p> <p>みなとみらい21中央地区においては、景観法に基づく「横浜市景観計画」及び「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例(景観条例)」に基づく「都市景観協議地区」が平成20年より施行されており、定量的な基準への適合に加えて、景観の質をより高めるための協議を行う仕組みになっています。この2つの制度の内容を合わせて、「みなとみらい21中央地区都市景観形成ガイドライン」が定められています。</p> <p>今回このガイドラインを見直すことになった経緯については、後ほど担当課からご説明しますが、景観計画と都市景観協議地区の内容の変更に当たっては、都市美対策審議会の意見を聴くこととなっています。これは、景観条例</p>

第6条第2項、第15条に策定の手続として定められています。手続としては別途審議会の本会で審議を行うこととなりますが、まず景観審査部会でご意見をいただきたいということが今回の趣旨です。では、エリア担当のみなどみらい21推進課から内容をご説明します。

資料を用いて、市から変更案について説明した。

○卯月部会長

どうもありがとうございました。

○塚田書記

最初にご説明しましたが、条例に定める手続としては、今後都市美対策審議会の本会において景観計画と都市景観協議地区に定める基準の変更について審議することとなります。資料2右上の太枠で囲った項目についての審議です。ただし、本日の部会は、本件についての最初の審議となりますので、ガイドライン全体の変更について多様なご意見をいただきたいと思います。なお、本日欠席の中区、西区は、変更案について特に意見はないとのことです。

○卯月部会長

ありがとうございました。高橋委員は今日欠席ですが、あらかじめ事務局がご意見を聞いているので、最初に紹介をお願いします。

○塚田書記

昨日伺ってご説明をし、ご意見をいただきました。口頭ですがそのままご紹介します。

1. 今まで築いてきたみなどみらいのまちづくりの方針は変えず、街区開発が進むよう緩和の方向で制度を見直すという基本的な方向性は了解できる。
2. 規制緩和によって不連続なまちなみが形成されてしまうというマイナスのイメージを持たれないようにしたい。広い敷地で基壇状の低層部を確保しながら建ってきた街区に対し、区割りが小さくなると高層部分が近接し建て込んでしまいやすい。低層部上空の空地が当該地区の豊かさを表している。
3. 指定された敷地の60m以上の建物だけでなく、それ以外の小規模な建物についても、良好な計画を誘導するよう期待している。バランス感覚をもった運用が求められる。
4. デジタルサイネージ(映像広告)はその場の雰囲気を変えるもの。内容についてもかなりの影響が出るので実

験・検証し、影響を見ながらルールづくりを進めるよう期待している。

以上です。

○卯月部会長

ありがとうございました。変更内容はかなり多いので、パワーポイントの説明順に従って議論していきたいと思えます。

(資料1)6ページに変更の目的が3つあるが、手続の負担減というのは目的なのでしょう。要は仮設建築物等の話なのでしょうが、今やっていることをやらないほうがいいのか、負担減という言葉がどうもひっかかる。たいしたことではないかもしれないので、それはいいとします。

それでは、屋外広告物についてはいかがですか。

この写真は立て看板ではなく置き看板ですね。電柱や壁にぺたっと付けるものを、普通立て看板と言っています。私も広告のことをやっているの、立て看板でこの写真はどうかと思ったのですが。

○黒田係長

みなとみらい21中央地区では、かちっとした独立で固定してあるものについては独立広告物という言い方をしており、立て看板とはこういったものも含んで呼んでおります。

○卯月部会長

置き看板という言葉はないのですか。

○黒田係長

そうです。立て看板と言っています。

○国吉専門委員

立て看板は固定式ではなく移動式ですか。

○黒田係長

移動式です。

○卯月部会長

言葉を正確に使ったほうがいい。これは移動式なのですね。例えば、ランチタイムにだけぽっと出すというイメージでしょう。

○黒田係長

実際はずっと出しっぱなしです。こういった立て看板は地区に幾つかあるのですが、朝から営業終了まで出してあり、夜中はしまします。

○小山部長

昼間の間出しっぱなしということで、固定という意味での出しっぱなしではないです。

○卯月部会長

これは今ある事例ですか。ガイドラインには合っていないということですか。

○黒田係長

そうです。

○金子委員

追認するという形ですか。

○黒田係長

こういったものが街の賑わいにプラスになるだろうということで、方向転換をしたいと思っています。

○国吉専門委員

まず部会長が言われたように、立て看板と置き看板について広告物条例ではどういう言い方をしているか。一般的に使われているのと別の言葉は余り使わないほうがいいのではないか。

あと「施設近辺で歩行者の妨げにならない場所に設置」というのは非常に抽象的です。基本的には敷地周りの空地は歩行者空間を豊かにするためにつくっているのだから、当初から歩行者の用に供するようにつくられた空間で歩行者の妨げにならない場所というのはほとんどないと思うのです。

例えば元町のまちづくり協定では、壁面後退(でできた空地)のうち建物側に沿って1m以内などと場所を決めて、本来の歩行空間への影響がより小さいようにしています。そういう考え方をきちんと決めておかないと、ここでは前

に出してもいい、ここでは後ろに出したほうがいいなど、判断できないのではないかと、担当者の見方で計画側(の意図)と全く変わってしまうという感じがします。

まず歩行空間、公開空地を何のためにとったかという目的があって、それに多少賑わいを与えるために認めていくのであれば、その限度はどのくらいまでかを考えていかないと、すべて覆い尽くされてしまう。みなとみらい地区は本来広い歩道があるので、ここは歩行者が少ない、どこに看板をつけても歩行者の妨げにはならないと言い出されるとそれが説得力を持ってしまうのではないかと非常に危惧します。やはり敷地内の歩行空間はある程度きちんと確保する。看板を置く場合でも、最低限、置く場所の考え方を統一しておいたほうがいいのではないかと思います。

○天野課長

「近傍で歩行者の妨げにならない場所に設置」ということにも、具体的な運用基準が必要ではないかということですね。

○国吉専門委員

そうですね。あの言葉だと「いや、ここは歩行者が少ないですよ」と言われると、結果的にどこでも置けるということになってしまうので。

○卯月部会長

更にいうと、一件一件の許可ではだめなのです。通りごとにルールをつくらなければいけないというのが、ヨーロッパでは普通行われていることです。例えば、交差点から交差点までの左側、右側の建物で、民地から何m、歩車道境界から何mを「フレキシブルゾーン」と決め、その中は一応許可するというように通りでルールをつくっておけば、国吉専門委員が心配したように、早い者勝ちで好きな場所に置いて歩行者がジグザグに歩いていくようなことにはならない。フレキシブルゾーンをあえて民地から少し離して設ける、民地の入口側に歩道を取り、歩車道境界側に2mぐらいフレキシブルゾーンをとって、そこに看板や、沿道のお店の種類や内容によってはワゴンや自転車等、少し歩道に出てくるものを置いてもいい。もちろん(条件として)歩行者の妨げにならないことと、そのゾーンの中に収めるということと、あともう一つ決めるとすれば素材ですね。余りピカピカしたものはだめで、木製のものだとか、あるいは真赤や真黄はだめだとか、定めているところはたくさんあります。そのルールの決め方は私も重要だと思っています。

○国吉専門委員

今の卯月部会長のお話は非常にいいと思います。みなとみらい地区が今後、一般の街と同じように全体としての均一ではなく、通りごとに商店街的な通りができたり、飲み屋街みたいなものができたり、ああいうもの(看板)が出てくる通りもあれば、「いや、この通りはやはり整然としたほうがいい」と、看板等は基本的には置かないという通りもあっていいと思うのです。どういう通りにしていくか地区ごとに議論をしていただいて、そこに集合看板をつけましょうという通りもあっていい。すべて(同一基準で)やるとなると、結局どの通りも特色がなくなってしまうのではないかと思うので、通りごとの演出や行き方、それを踏まえたルール、基準をつくるのが大事だと思います。

○卯月部会長

他の委員もご意見をお願いします。

○金子委員

私は全くそのとおりだと思います。みなとみらいの大きな街路と大きな建物は、歩いてそこに行ったり、楽しんでそこを歩いている人たちの姿はいつも非常に希薄です。今、こういうふうな賑わいを出そうとするのは大いに結構だと思いますし、ここを上手にリードしていかないと。日曜日に真ん中の通りでフェスティバルをやっているときはおもしろかったけれど、そうでないときはやはりビジネスエリアであって、人間不在という語弊がありますが、若い人や子どもたちが散策したり、楽しめるようなゾーンはなかなかない。

今、お店という、やはり働いている人たちのためのレストラン等になるのだろうと思います。それを超えてさらにいろいろな人が集まれるようなお店ができるとすれば、通りごとに特徴を生かした街区づくり、地べたのまちづくりを考える上では、こういう看板の制限は余り厳しくやらないで、逆に緩やかなたがをはめて、それは通路ごとに決めるというようなことでいいのではないかと思います。

一番大事なのは、人が楽しんで集まって、そこでアクティビティが行われるような場所になってもらいたいと思います。集合看板もきれいなものはいろいろあるが、見ても全然つまらない。周辺の新しくできた施設を見てきましたが、これを見てここのお店に行くかなと思うことも随分ある。やはりポップなインスタレーションのような、こういう看板がある種の魅力につながるので、それを排除しないようなつくり方をぜひ考えていただけたらと思います。

○加藤委員

これに関しては、賑わいを形成するという意味では非常に有効だと思います。先ほどの説明では、ガイドラインの策定前からこういう看板があり、策定後は一応禁止にしたということですね。どうしてそうされたのか、そのときの考え

方をお聞きしたい。先ほど通りごとにルールをつくったらどうかというお話がありました。この通りはあってもいいとか、何かイメージがあったら教えていただきたいと思います。

○黒田係長

1つ目のご質問ですが、(ガイドライン以前の)街づくり基本協定では禁止はしていなかったのですが、実際には協定に基づきめ細やかな指導の中で、看板をもう少し小さくしてください、場所をもっとずらしてください等の指導がありました。ただ、景観形成ガイドラインは法令に基づくものなので、きめ細かい指導が難しく、原則は(設置が)難しいとして但し書きで認めるという形をとっており、どうしても厳しい言い方にならざるを得ないところがあります。

場所についての規制としては、歩行者の妨げにならない位置として、やはり空地や歩行者通路は避け、店の壁に近いところに配置することを基本としていきたいと思っています。

ただ、(事例に挙げた)ブルーアベニューのイタリアの看板などは、公開空地の端のほうにあって、建物の壁からは少し離れているのです。ですので、原則は建物の壁の近くとし、歩行者の妨げにならない別のルールを設けていきたいと思っています。

最後に通りごとのルールですが、現在グランモール地区では、グランモール公園沿いに建設中のマークイズや清水建設によるビルがあり、低層部に店舗がたくさん入るのですが、こういった地区は、看板等を含めて、他の通りに比べてより積極的に賑わいを向上させていきたいと思っています。

○中津委員

この話は「賑わい形成」の次にやったほうがよかったという気がします。公開空地の話はされていますが、横浜市内でもみなとみらい地区は、公開空地が最も安全に、安心して歩ける地区だと思います。だから現状をどう検証してこういう検討を始めたのかまず聞きたかった。この街がなぜつまらないかを、もう少し考えてからこういう話をしたほうがいいと思います。

「公開空地イコール歩くところ」という制度ができた時代ならば、看板を禁止したほうがいいと思いますが、実際そういう時代ではない、それをどうとらえて、この後、賑わいの話をされるのか。歩いて楽しいというのは移動ですから滞留はしない。どう考えてもヨーロッパのカフェのような、その街に愛着を持つ人が生まれるような戦略ではない。しかし、この立て看板と呼んでいるものは、いい愛着を受けとめる場所の力があると私は思います。

だから、賑わいの要素を通りごとに決める、公開空地のどの部分に置くかを決めるなど、どういうふうに滞留空間をつくるかという議論が、空間のセットアップをするデザイナーに対しての話です。それと、商業的に打って出ようとする1階部分のテナントの想定、そういうものが、高層ビルをマネジメントするオーナーとの関係をどうつくっていく

か。それと道路行政、それらをどうゾーニングして、このMM21のエリア全体を、地域を決めていくかということも、もう少し整理しながら考えたほうがいいと思います。

だから、この立て看板だけを見ても「かわいくていいですね」程度にしか私は思いません。この間学生と飲み屋へ行きましたが、こういう「頑張れよ」と言いたくなるような看板が出ていました。高層ビルにぼんぼんと看板が並んでいるようなエリアがありますが、もう少し賑わいと一緒に考えたほうがいいと思います。

○国吉専門委員

中津委員からご意見がありましたが、私はこういうことはある程度出てきてもしようがないと思っています。一方、ドウコー社が都心部でやっているバス停上屋広告事業では、横浜は他都市に比べて面積、表示率などの基準を結構厳しくしていますが、みなとみらいは市内の一般地区の基準よりもっと厳しくしています。とにかく広告表示は厳しいと対外的に言って、ああいう演出広告も積極的に是としないという雰囲気でもなとみらい地区はやってきた。そういう流れの中で、いきなりこういう看板を「賑わいで良いですね」と言うと、今まで突っぱねていた姿勢と違ってくるのではないかと感じます。その方向転換をするのか、全体的に考えたほうがいいのではないかと。

もう一つは、せっかくみなとみらい地区が(広告の見直しを)するのなら、今あるものだけではなく演出の議論もあっていい。例えば富山に行くと、立山の写真がわっとなっていて、その映像の一部にちょっとコマーシャルが入っている。そういう、ビジュアルで街を楽しく演出するものとセットで小さな広告を入れるような、新しいタイプの広告もある。よそにあるのと全く同じではない、そういう演出広告や、デザイナーが入った置き広告等も協議会で議論してもいいのではないかと思います。

○黒田係長

基本的には賑わいを出していきたいという方向性ですが、それによってどこにでもあるような広告が続いたり、景観が混乱したりしないように、地元YMMで、我々も入って議論を進めています。(資料1の8ページ下)※印、街づくり基本協定においてもデザインの調整を行うとありますが、例えば同じ広告を連続して掲出する「セール、セール、セール」のようなものはだめだとか、多数連続して商業的要素が強過ぎるものは除外しようとか、そういった調整をし、一律に典型的な広告が揃っているという感じを出さないような運用を今までもしていますし、これからも続けていく予定です。

○卯月部会長

中津委員の言われたことは、私もそう思います。私もみなとみらい21の屋外広告物の調査をお手伝いしたことが

あり、こんなつまらない街をどう楽しくするかと随分言いました。だから今回の見直しの方向は良いと思います。けれど、立て看板だけぽんと出ているから、これだけ許可するのとか。先ほど申し上げたように、通りごとにゾーンを定めて、そこには立て看板もあるかもしれない、ベンチや彫刻やオブジェも出てくるかもしれない、でも全部移動型であるとか、もう少し違うルール決め方、上位というか中位ぐらいの決め方をして、この立て看板はこうですと説明してもらったほうがいい。後で出てくる賑わい形成との関係で「この通りの賑わいはこういう方法だ」というように出していただくと、ある店舗はここに出よう、いや、こっちに出ようとか、進出しやすくなるかもしれません。ノーという意味ではないですが、ルールの説明の仕方でもう少しできると思います。

もう一つ、立て看板で内部照明付のものはどう考えているのですか。先ほど夜間の営業と言われたが、内部照明、外部照明付の看板もオーケーと考えているのですか。

○黒田係長

また同じ回答になりますが、実際のコンテンツの演出についてはYMMの議論の中で決めていきますので、行政としては面積と設置場所だけを定め、あとの細かい点、どういったものを認めるかは、法令として定める予定はありません。

○卯月部会長

冒頭に出たように、こうしたいという街の考え方があり、そのある部分はガイドラインに、ある部分は法律にしている。やはり街の意思が重要であって、それをどう捉えて今回法律(に基づく景観計画)と条例(に基づく都市景観協議地区)を変更しようと言うのか、街の考え方、意思をこの場で紹介していただいたほうが、我々は「なるほど、ここは緩和したほうがいいな」となる可能性があります。これだけ変えたので後は(地元で)どうぞというのは、ちょっと。

○中津委員

言葉の定義に振り回されているように思えます。一番初めに部会長が「これも立て看板なのか」と言ったのと同じ違和感をずっと引きずっています。国吉専門委員が言われたバス停広告を出しているのは企業ですね。街のために賑わいをつくろうと中小店舗の主人が頑張っている、保護してあげたいようなものと、全国的な大企業が営利のために出しているものを、同じ平米数の数字で比べるのはいかななものかという気持ちが、まず基本的には私にはありません。

それは「広場で野球をしてはだめ」と言ったら2歳の息子と野球することも禁止、プロ野球選手がピッチング練習を

して金属バットを振るのと同じに禁止するというのとはほぼ同じことです。数字で定めたいのであれば、もう少し細かく考えたほうがいい。

○黒田係長

先ほどのYMMの基準で幾つか運用しているところがありますが、原則として自家用看板に対しては認める方向で、非自家用についてはかなり厳しく審査しています。そういった意味では、まさにビル低層部の店舗が自分たちの頑張りのためにやるものは認めますが、外部の企業がぽっと来て商品広告をばんと出すというものは、YMMIは基本的に認めていません。

○卯月部会長

きょう1回で決めることではないです。もう1回このテーマについて議論しようということなので、今出た意見を次回までに整理していただくことと、屋外広告物のうち、今回立て看板とコーポレートカラーだけを取り出している理由がわかる説明を、次回で結構ですが、していただきたい。

○国吉専門委員

もう一つ、(資料1)9ページの、ビルサインのコーポレートカラーという場合のビルサインの定義をはっきりしておかないと。ビルサインにはテナントを含むのか含まないのか、複数入っている場合にそれもビルサインと認めるとなると、結局テナント名が全部出てくることにならないか、気になりました。そのお話を聞かせていただきたい。

○黒田係長

赤い冊子(席上ファイル)にある現在の都市景観形成ガイドラインの36ページに、広告物全体に対する規制があります。ビルサインについては37ページ上に「ビルサインに限る」とある、こういったものをイメージしています。具体的にビルサインについては幾つかの制限がありますが、ここには載っていないので、スライドでご説明します。

ビルサインは独立文字とマークの組み合わせで、各ビルについて1種類のみ、2カ所以内です。複数の店舗が出ることはありません。例えばクイーンズタワーなら、日揮さんなら日揮さんだけ、しかも2カ所までしかできない。あとは長辺方向の長さが20%以下、横の長さの5分の1以下の大きさに絞ったり、さらに表示面積が見附幅×0.5以内と、かなり大きさや種類について絞っています。2つの企業名が出ることは規制しており、その中で今回、ビルサインのルールを、色については緩和したいというものです。

○国吉専門委員

そうすると、クイーンズスクエアAの場合は「日揮」が1つだけ出て、「クイーンズスクエアA」というのは出ないということですね。

○黒田係長

そのとおりです。

○金子委員

この場合のビルサインとは企業名なのか、建物名称なのかという話があります。ある種のPR効果があるものとか、または媒体としてこれはこういうものですとわからせるためのものかと、その趣旨が違うような気もする。

○黒田係長

実際は、ビル名称を記載するビルオーナーもいれば、メインテナント名を入れる場合もあります。例えばグランドセントラルタワーは「グランドセントラルタワー」ではなく「千代田化工」というのを入れました。1種類という制限の中で、ビルオーナーが選択しているという状況です。

○卯月部会長

質問ですが、実際に企業のコーポレートカラーとして赤や黄色を使っていたが、今のルールでその色は使えないので、企業が色を変えたという事例はあるのですか。

○黒田係長

あります。(資料1の9ページ)右下の富士ゼロックスですが、赤ですが若干マンセル値を変えていただいています。

○卯月部会長

余りわかりませんね。

○金子委員

全然わかりませんね。

○黒田係長

通常の商業広告とビルサインでは、やはり均質な審査は難しく無理があります。かなり遠くだということもあって、ビルサインについては一般的な基準ではなくていいのではという議論があります。

○小山部長

部会長が言われるように、見た目はわからないのに、この基準があるためにマンセル値を変えるよう指導をせざるを得ないという状況でしたので、それは認める方向で行きたいと思います。

○卯月部会長

個人的に言えば、色はコーポレートカラーでいい、大きさ、場所が重要だと私は思うので、ケース・バイ・ケースになってしまうわけです。ここはやめてくれ、こっちなら許すというほうが重要ではないかと思います。このぐらいの面積だったら、逆に低層階で見る色より、上で目立つような色を使いたいと言うかもしれないですね。

○国吉専門委員

コーポレートカラーでは背景色とセットになっているものもあります。そういう場合、面として背景も一緒に出てくるのは、文字だけを取り出して見るのと相当違う。

○卯月部会長

認められるのは切り文字だけですか。

○黒田係長

独立文字だけです。面になったものはだめです。

○卯月部会長

これはいい基準だと思います。

○国吉専門委員

足元のほうにTSUTAYAがあり(その看板は)非常に静かで評判がいいですが、あれに黄色の下地がぼんと出てくると相当違います。そういうのは避けているということですね。

○卯月部会長

では、10ページのデジタルサイネージです。これも「大きさ、内容について十分配慮し今後検討」というとよくわからないですが、どうですか。

これは公開空地の中ですか、場合によっては道路上も考えているのですか。

○黒田係長

道路上は考えておりません。

○国吉専門委員

昔、TOCの壁面に大型の映像広告をつけるという話がありましたが、結果的にやめていただくことになりました。賑わいを誘導するという場所によって違うのかもしれないのですが、つける位置はどのように考えているのですか。

○黒田係長

街づくり基本協定で1年間にわたって議論を重ねており、現在、運用しようとしている基準は次のようなものです。まず、高層になると遠方から見て影響が大き過ぎるので、低層部のみ設置可能とします。また、余り大きいとコンテンツ(映像の内容)のコントロールが難しいので、1カ所当たり3平米以下とします。ただし、その3平米を連続して使われると脱法的になってしまうので、画面間の距離が一定以下のものは1つの画面とみなす。原則、音は出さない。窓面の内側であっても、屋外へ向けて設置するものは制限の対象とする。

コンテンツは非常に難しいのですが、けばけばしい色彩や激しい動きのある動画は避け、景観や周辺環境に十分配慮したものとする。「これはまずい」というものを断るために、とりあえずこういった基準を設けて、あとはコンテンツ審査の中で、議論しながら決めていきたい。これが現在の案です。

○中津委員

また質問になりますが、基本的には近景で見えるものという前提ですね。例えばもう今はないですが、桜木町でランドマークタワーに入っていくとき、向こうのほうにパナソニックのネオンサインがぐるぐる回っていた時代がありましたが、ああいうものはデジタルサインとは呼ばないのですね。

○黒田係長

基本的には近景で見えるものを対象としています。やはり最初はコンテンツがよくてもだんだん変化してくるという状

況で、(景観的な)影響が大きいものを認めるのは難しいため、近景に絞り、設置高さ10m以下、面積3平米以下としています。

○卯月部会長

これは場所によっては相当儲かるから、YMMも上がりを取ることを考えたほうがいいと思います。バナー広告にしても、道路上に置くものにしても、私はこういうものはいいと思うのです。YMMのエリアマネジメントの一環として稼いでいただく、賑わいをつくっていただくのだから、公共空間、景観に関係するものだから、(収益をまちに還元することを)やっていただいたほうがいい。

けばけばしい色彩や激しい動き、動画(の制限)は公共空間だから言っているのだし、渋谷でもそうですが、車のドライバーの目がそちらへ行ってしまうと事故が起きることを警察が非常に気にしています。でも、民間のほうが強いかからばんばん立つのですが、やはりみなとみらいはもう少し節度があると思うので、公共性とどう折り合いをつけるか考えたほうがいい。

○国吉専門委員

TOCのときは純粹に商業的に見られていたので、余り(議論が)進まなかったわけです。しかし、銀座の街などを見ていると、もう映像技術そのもので、よくよく見ると何か化粧品の広告だったとか、松屋の壁面などは別に広告は出していないけれど光などで街を楽しくする演出が出てきます。そういう、露骨に商品だけが出てくる広告ではない、街の演出としてのものは、これから提案がいろいろ出てくるのではないかと思います。

だから、その辺の受け入れ体制も多少は考えておいたほうがいい。全てが広告というものはやめるにしても、街の新しい演出みたいなものが出てきたら、どこかの審査にかけるのでしょうか。今までの光の基準とは変わってくるかもしれないが、そういうものの可能性を全く否定しないことも必要かと思います。

○中津委員

これはさっきの立て看板よりは風景として全然重要であり、本当に議論して考えたほうがいいと思うのです。コンテンツとして十分配慮をし、それを精査し、審査して、出せるかどうかを判断することは、きちんと公共の委員会でもつくってやったほうがいいと思います。内容的にも、風景として考える場合は、テキストよりも画像や写真をベースにし、色彩の鮮やかなものは避けるということに関する数値を決めるとか、個人的には余り決めたくはないのですが、そういう基準をベースに審査することを、これに関してはかなりきちんとやってもいいという気がします。

○卯月部会長

私は今の基準や検討案を見て、こんな小さいものだ、こんな低層なのだと、ちょっと安心もしたけれどがっかりもしたというのが正直なところですよ。やはり、これだけ広々とした計画的な街で、あるところにはちょっと大きめの映像装置があって、民間の情報、あるいはアートの映像、公共の情報も出していいと思います。

例えば四国の松山の商店街では、経産省時代の補助金であれ(映像装置)をつくったのですが、地元の小さなお店の広告も街づくり会社がスタジオで製作して出し、地元の松山市の情報も出すという条件でやっているの、お金を稼ぐという意味ではない。逆に公共は、例えば24時間のうち何分という条件もあるかもしれません。そういう、本当に多くの市民やお客さんが来て見るいい場所であれば、もっともっと大きくても、それがあることによってもっと賑わいも創出できるわけだから。民間が提案して小さいものなら認めてしまおうという方向ではなく、中津委員の話と同じで、もっと利用して賑わいをつくっていく、公共もYMMも使っていく、そういう方向もあるかもしれないですね。

○金子委員

MM21エリアで、大きなデジタルサイネージとパブリックビューイング、そういうものが今の感覚ではイメージしづらいですね。それは賑わいがないからですか。3平米というと1m×3mです。これは何インチのテレビの大きさかわからないが、この程度のものなのか、意外に小さいなという印象を私も持ちました。それからコンテンツは、切り替えれば臨時ニュースなど放送関係のメディアが入れるものになっていると、また役割が違ってくるのだろうけれど、宣伝ではなく(意味が)あるのではないかと思いました。

これはちゃんと論議したほうがよいという印象を持ちました。(現在の基準で)大きい映像が出てくることありますか。

○黒田係長

地元の議論の中では、なかなか今のMMの賑わい状況、ポテンシャルでは、新宿のような大きいものをいきなりつくるのは難しいだろうという意見がありました。

地元の議論ではもっと大きいものを認めていけばいいという意見もあったのですが、やはり最初はおしゃれなものがついて良いけれど、その後どんどんコンテンツが変わっていく、コンテンツ(の質)の担保は街の中では難しく、大きいものを認めるのは時期尚早ではないかという議論になりました。過去にそういった大きな映像装置があったのですが、昔をよくご存じの参加者から、コンテンツが変わっていき悪くなってしまったというご意見がありました。今年度1年間、YMMで検証をするのですが、その中でニーズ等を見据えて次に行くべきではないかという結論で、現在の案はこの数値になっています。

○金子委員

もし何社かオーケーを出すと、これは実現するのですか。

○黒田係長

いや、そういった話は来ていません。

○小山部長 今は完全にノーにしているので、広告会社側も提案しても無駄という状況です。こういったオファーをすることでまた変わってくるのかと思います。

○中津委員

音の出ないもので、大きなものは、国内にそんなにあるのですか。

○国吉専門委員

銀座などでは、壁面全体で映像作品が動いていて、下に小さく(スポンサーの)アイコンが出ているようなものがあります。

○中津委員

交差点にあるようなものではないのですね。

○国吉専門委員

ビル壁面全体が映像技術の作品のような感じになっています。

○中津委員

渋谷などだったら、どんどん会社が変わっていろいろな映像がテレビのように入るのではないですか。

○国吉専門委員

この案にあるのは、基本的にはそういうものです。だからこのような、もっと街を楽しくするものはいろいろあるから、その辺の非常に魅力的なものが出てきてもいいと思います。
実は、中華街では(地元組織が)ノーと言い、ついていた映像広告を外させたのです。中華街の雰囲気には合わないと言って(事業者と)大げんかをして、我々が予想しないところで完全に外させた。そういう、街として受け入れないということもあるのです。

デジタルサイネージも、内容をコントロールできないという前提でとりあえず面積を絞っておこうという話になるのかもしれないが、他でも出てくる。今、港湾局関係の道路の照明を変えようという動きがあるのです。それでは光の基準が変わっていく、その辺も含めて、かつてと今は違うわけです。状況によって違った公共空間の光の色とか、建築物の光の色、そういうものも少し大きく議論しておいたほうが良いと感じました。受け入れるものは受け入れていってもいい、というような。

○加藤委員

私が非常に感心したのは、このYMMの検討案はすごく厳しいのですが、これはあくまでも机の下にある(内部の運用にかかる)ルールの話で、様子を見ながら、もしかしたらどんどん変わっていくということですね。

○黒田係長

そうです。

○加藤委員

慎重なことは良いと私は思っていますが、他の先生方のお話がおもしろくて、今の議論を活用したらどうか、また前向きに考えていただきたいと思います。

それから、先ほど部会長から公共の情報という話がありましたが、例えば、防災に使うというような発想はないのでしょうか。

○天野課長

もちろんあります。

○加藤委員

なるほど。実際にそういう機能も果たし得るという位置づけですね。よくわかりました。

○卯月部会長

ありがとうございます。11ページに進みます。賑わい形成、オープンカフェ等の話が出ています。たぶん、今回の緩和の一番の目的は賑わい形成ですから、これも重要なことですね。

○国吉専門委員

この三菱地所の新しい商業施設の壁面で、一定程度賑わいを供する色彩を組み入れていきたいという話があり、

そういうことを評価して進めていくということと、もう一つは、具体的には書いていないですが、テントなど通りに出す仮設物の色彩等でも積極的に街を楽しくしていくこと、狙いはそういうことですか。

○黒田係長
そうです。

○卯月部会長
これは道路空間も含めてでしょう。

○黒田係長
そうです。具体的には、桜木町駅前などの道路区域も含めています。

○卯月部会長
駅前だけではなくて、歩道も使う前提ですね。

○黒田係長
そうです。

○国吉専門委員
色彩だけで言うと、いろいろな色が出てきてもいいと思います。結局、その質だと思うのです。例えば、色彩と合わせて全部「ハイネケン」と入っている、どこにでもあるようなカラフルなテントが出てきて、それは色だけで見るといい色かもしれないが、この地区の独特のクオリティーとしてそれでいいのか、ということです。ハイネケンが悪いのではないが、そういったどこにでもあるものが出てくるのに対して、うまくクオリティーを保つような工夫はどこかであったほうがいい。どこかで審査するのもかもしれないですが。

○卯月部会長
オープンカフェについては長年研究をしていますが、今の話で申し上げますと、パラソルの色を何色に決めるとか、パラソルに商品広告を入れてはいけないとか、あるいはテーブル、いす等の素材はピカピカ光るものはだめだとか、いろいろなことを定めている事例がありますので、それを参考にしてほしい。
もう一つは、やはり歩道上の占有にあたるので、占有料は取るわけですね。私はそういう、お金を取ってまでやるということが価値があることだと思うので、先ほどの看板もそうですが、道路上に出すときはもちろんお金を取る。

今の普通の街では禁止が多い。みなとみらいもそうですが、これだけゆったりとしているのだから、賑わいを出すためにもっと道路を使っていい。道路でイベントもやっていい。けれども、ちゃんとお金を払ってもらい、歩行者の安全も確保しようという、もう一步も二歩も進んだ街にしてほしいのです。役所がノーと言ってもYMMとしてはやりたい。そこで安全の問題などをいろいろ決めるという、そのためにYMMがあるのだと私は思います。これは今日の見直し全体を通じての話ですが。

賑わい形成のオープンカフェはもうどこでもやっているから、今さらという感じもありますが。

○中津委員

そういう商業的な話だったら非常に簡単なことなのですが、これからのハードの整備も含めてどうしていくか。(オープンカフェは)テーブルとテントを出せばどこだってすぐにできるわけです。そうではなく空間の構造として、休憩できる場所をセッティングするとか、少し日陰になるように落葉樹を増やすとか。お年寄りの人たちは、みなとみらい駅を降りたら長距離を歩かないといけませんが、日陰も座るところもないと言っている。高島町からみなとみらい駅まで800mですが、その間に何カ所座れるか、学生と数えたことがあります。そういう空間の構造、ちょっとした段差をわざとつくるということも、抜本的に考えたほうがいいのではないかと。テントを開くのはどこだってすぐできますから、それとは別に、デザイン上やっておかなくてはいけないことをもう少し考えたほうがいいのではないかと思います。

○加藤委員

(資料1の11ページ)写真に内部の公開空地の例が出ています。これについても賑わいを形成するためにデザイン調整や指導をしているのでしょうか。いい事例があったら教えていただきたい。

○黒田係長

内部空間についてはまだフリーマーケット等が1、2件あるぐらいでして、オープンカフェはやはり屋外が主になっています。今回の変更によって活用の道を開くものですので、内部空間でデザイン調整したカフェ等の事例はまだありません。

○国吉専門委員

今グランモールの再整備計画が検討されていて、私も公共施設のデザイン調整会議などで関わっているのですが、その中で、グランモールだけではなく、沿道の空き地をゆったりとった建物とリンクして、賑わいの核みたいなもの

をたくさんつくってほしいと提案しています。そういったこととリンクして、パラソルや先ほどの看板、広告等と同じで、場所の演出をトータルに考えて、積極的にそういうものを出すべき場所などを、YMMさんと一緒に議論し、誘導していくことをぜひ進めてほしいと思います。

○金子委員

オープンカフェやフリーマーケットぐらいしかアイテムが出てこないですね。あとは植木市などもあると思いますが、マネジメントをどうするか。YMMさんが仕掛けていく、または民間団体が協力しながらやるとか、学校の先生方が教育の一環でやるとか、いろいろなフェーズが見えると思うのですが、マネジメントのこと、要するにアクティビティをどうするかということ、ハードの仕掛けをどうやって用意してあげるかということにかかってくると思います。

この街はお年寄りにはちょっとハードな街という気がするし、子どもたちももっとこの街を楽しめるといい。恐らくイベントの期間中だけになってしまい、日常性がなかなかない。本当の賑わいは、日常性の中になければいけないのではないかと考える必要があると思います。

○卯月部会長

ありがとうございます。それでは13ページ以降、沿道通景です。これは最も大きい話かもしれませんが、予定時間を既に過ぎていますが、8時まで審議を続けることでよろしいですか。(一同了承)

○加藤委員

(資料1)15ページですが、これは街区を分割した場合に、市長がある敷地を指定して、指定した敷地は60m以上、それ以外は31m以上で可ということですね。市長はどのような基準で指定するのかが見えません。それに、指定は分割した場合に限るのかとか、敷地規模との関係です。先ほどのイメージ図がありましたが、あのように分割されるとも限らない、その辺のストーリー性がわからなかったので教えていただけるとでしょうか。

○黒田係長

(今後の)ビルの開発状況は我々もなかなかわからない中で、確たる一つの景観のイメージを持って議論するのは非常に難しかったわけです。その中で、市長が指定をする場合の流れですが、大通りに面する土地の所有者は、この「超高層建築物敷地」を60m以上にするという指定の申請を行います。申請を受けた横浜市は、地域まちづくりの観点からYMMと協議を行います。街区全体の沿道景観のバランスや、まちづくりの観点で適正と認められる場合は指定をするということで、地区の話し合いの中で街区全体のバランスを見ます。

申請に際してはその街区内(で大通りに面する土地の所有者)全員の同意を添付することとします。もともと街区内に複数の所有者がいる場合はほとんどなく、ほとんどの街区は単一事業者が所有、多くても二者です。とはいえ分割していくうちに増えることもあるので、全員の同意のもとで申請をする。それを横浜市とYMMで景観的な検討、議論をして、適当と認められたら指定をするという流れです。

○加藤委員

わかりました。

○卯月部会長

最低敷地規模は幾つですか。

○黒田係長

2500平米です。

○卯月部会長

では、1ヘクタールだったら4分割が可能なのですか。

○天野課長

その規定だけだと可能です。ただ、DHC(地域冷暖房)等が入っていますので、街区によっては制約が加わる場所があります。

○黒田係長

実際には、DHCの取出口の数から、分割規模は恐らく5000平米くらいだと思います。

○金子委員

基本的にこの話題には、なかなか開発が進まない、バブルがはじけて厳しい時代になり、リーマンショックがあり、開発が進まないから何とかして事業者も建てやすくしたいという理由が見えます。もともと描いていたみなとみらいの街づくりの大きなコンセプトが、こういうところで常に問われていく。社会の流れに対応しながら街を変えていく、考え方を変えていくのはいいと思うのですが、今私が一番思っているのは、東日本大震災であれだけの被害が出て、ある種のパラダイムシフトが私たち建築関係者の中に起こっていて、超高層はもう要らないとか、いろいろなことが言われています。そういう中で見直しをするなら、横浜市として本当にどうしたいかが明確に出てこない、企業や

土地所有者の経済論理の中で論議していて本当にいいのかということが頭の中を巡っています。

みなとみらいの構想でつくられてきたこの街が、結果的になかなか開発が進まないのは、どこかに何か問題があったのか。このままやっていると、超高層ができ、すばらしい通景空間ができ、すばらしい都市ができた、そういうポテンシャルだったのが、実はこういう理由で今に合うようにコンセプトを変えていく、そういうことでしか捉えられなくなるのではないかという、非常に相矛盾するところを感じてしまう。今、超高層は30年か40年ぐらいでみんなリニューアルする、そういう時代になってきています。

もう一つ言えば、経済合理主義の中でリート(REIT:不動産投資信託)などといって、ビルは容積率を上手に使い、そこそこきれいに、周りの環境もよくしながら、さっとつくっていけばいいという世の中になってしまった。都市の歴史、重み、そういうものは全然見えなくなる。せっかくMMがここまで来たのに、横浜の街がここまで頑張ってきたのに、何かもう一步踏み出せなかったのかというのが、偽らざるところです。

○国吉専門委員

金子委員のご意見はもっともですが、そこを議論すると進まないのでもっと置いておいて。現実的に、狙いとしては、街区が幾つかに分割されていくときに、最低1棟は60m以上確保することで、全体として趣旨を貫きたいということだと思います。そうであれば、1街区を指定してもいいのですが、他敷地の建物とその建物が連合して1つのビルをつくる感じでできるだけ一体感をつくり、基壇と高層、60m以上のビルをつくる。今までの趣旨を保とうとするなら、できるだけ素材感をそろえとか、そういう工夫を保っておくことではないかと考えました。

もう一つ、一番気になるのは、高さ31m以上は4mの壁面後退をすることになっていますが、その原則はちゃんと残すと言われた。そうすると一番困るのは、高さ35mぐらいの中途半端な高さのビルの場合にも、31mまで上がって4mの壁面後退は絶対やれということが出てくる。それは31mの目線を揃えるという意味では有効ですが、みっともなくなるか。31m以上なら31mにピシッと揃えてくださいというなら良いのですが。他の都市でそういうものを扱ったことがあるものだから。

(街区内の敷地どうしでもっと積極的に連携するやり方はないのかということと、31m以上の壁面後退が残るとそういう変なビルが出てこないかという2点です。

○中津委員

この写真(資料1の14ページ)をずっと見ていました。本当にすごくいろいろなポテンシャルがあるエリアなのに、こういう議論をしても、幕張の後を追うようで嫌だという気がします。私ならこの部分を全部森にしたいと思います。30年前にそういう発想があって、森をつくってそれを切り開きながら会社を誘致するというマーケティングをしていた

ら、今頃すごくいい場所になって、いろいろな本社が来ていただろうという思いです。

この4ページの下で「超高層建築物の誘導など風格ある沿道景観」と書いてありますが、この街は超高層が風格あるというスタートなのですね。

○黒田係長

街づくり基本協定の法的担保と最初に申し上げましたが、実は60m規制だけは平成20年に新しく作ったルールです。基本協定にはなかったのですが、景観法ができて横浜市景観計画をつくるに当たり、やはり風格ある街をつくるべきだという意見があり、そのときに60m、超高層だという議論がされて現在の基準が決まっています。

○金子委員

平成20年ですか。

○黒田係長

はい、この基準だけです。

○中津委員

私も個人的には東京駅前等いろいろ参加させていただいていますが、横浜ならではの賑わいの話、どのように賑わいをみなとみらいに入れて、もっとこの街が活性化というか、企業から見ても魅力ある街だと考えていただくかという話をしている中で、高さの話を特化して議論していることがよくわからない。景観的にまちなみとしてきれいに揃えるということと、賑わいというものが、基壇や60mの話にどうつながってくるのか、ちょっとイメージができません。

○卯月部会長

今回の中でこれが一番悩ましいと思っています。社会情勢の変化と一言で言えばそれまでですが、建たないよりは何かいいものが建ってほしいという気持ちもないわけではない。ただ、既にみなとみらい大通りの端のほうには超高層が何棟か建っているが、その間は余り建っていない。そこをどういうふうこれから開発したらいいのだろうか。要は、建っている周りの状況を勘案しなければいけないと思う。これも一案だと思うが、もう少し違う案もきちんと検討したいと思います。

というのは、今まで(の基準では)150m~200m程度が建ちますよね。分割して5000平米にしてしまったら、本当の超高層は建たなくなりますね。60mという基準だから、60mかそれプラスアルファぐらいの高さのものが、この左右4街区ぐらいにぽんぽんとあって、それ以外の敷地は31mが建つ。今までの、超高層が街区に1棟だけ建つスーパー

ブロックである景観が変わることは事実です。その変化をどのぐらい予測して、今できる規制緩和、変更のベスト案だということをお納得してやりたいのです。

さっき国吉専門委員も言われたが、60mという基準を大幅に変えたら今まで建てた人に失礼だとかいうことは置いておいても、本当にみなとみらい大通りは結構な距離があると思います。そこを、これから新規に開発し、まちなみをつくっていくとしたら何がベストなのかを真剣に考えると、ひょっとすると、60mという基準も一部外して、最低と最高高さを定めてまちなみを誘導していくという方法も1つあるかと思う。

大手企業がこういう大きな街区を持っていると聞いており、今どういう変更をすると動きが出てくるのかもよくわかりませんが、そういうことを含めて本当に現実的な、比較的よいまちなみをつくることを考えたら、これ一案ではないのではないか。これがベストだと納得するには、もう少しスタディーがいると思っています。

○黒田係長

これについては1年間ほど、これから建てる事業者、既に建てた事業者、YMMが議論を重ねてきました。1つポイントになっているのは多様性で、例えば三井ビルは昨年度竣工、高さ153mですので、今みたいな時代でも建つことはなくはない。かたや、やはり開発を進めるには、60m一律というのは1つの大きなハードルになっています。街区によっては低いけれど良いという計画もありますが、今の基準では低いものを断らざるを得ない状況ですので、現在は、街区に1つは高くして、他のところは自由度を与えるという案がベストと判断しています。

○卯月部会長

でも実際3、4区画に分けてしまったら153mは建たないですよ。

○黒田係長

割り方によるのですが。

○卯月部会長

今正面(画面)に出ている、あの程度のまちなみができるだろうということです。全ての街区が市長に(高さ制限を)変えてくださいという手続をやるとこうなります。けれど、指定しないでぼんと153mみたいなものが建つことも何街区かあるかもしれません。その両方の予測をして、これでもOKだ、これでもOKだと納得しないと。とにかく敷地分割して、30m少しと、60m少しのものがずっと連なるのが本当に(街に)合うかという疑問があるのです。

○小山部長

31m、60mだけではなく、150や100mが建つことも別に禁止しているわけではありません。現行基準で全部を60mで埋めるというのは今の状況では厳しいので、選択肢をもう少し広げることが重要だと。1年間検討した結果が今回の提案ということです。

○黒田係長

例えば三井ビルは敷地面積7800平米です。これ(画面提示)が大体敷地面積7500平米です。これは理想的なものです。こういった150m程度が本当にできればそれなりの景観になると思うのです。ただ、これも最低基準を決めただけで実現できるまちなみではなく、やはり街のポテンシャルや、行政指導、YMMの指導の中でできていく話なので、やはり1つの案で議論するのは非常に難しいです。ただ、必ずこれ以上にはなるという基準をつくり、あとは街づくり指導の中で頑張っていきたいということです。

○飯島氏

YMMで街づくり基本協定の運営をする中でいろいろな協議案件もあるのですが、やはりこのみなとみらい大通り沿いの土地はなかなか動きがなく、開発の促進に少しでもつながるような施策を考えないといけない状況です。そういう中で、高さの規制が1つのハードルになっているとすれば、少し柔軟に対応できるようなことが必要と思います。

実際の敷地の割り方については、都市整備局の説明もあったように、大体が1つの街区を1事業者が持っていて、ある程度コントロールできるので、事業性を見ながら望ましい景観にもっていくことができるのではないかと考えています。そういう意味で、一定の60mという基準が1街区に1カ所あるということは、よいことではあると思います。

○卯月部会長

ありがとうございました。これ以外の案があるとしたら何なのですか。

○黒田係長

経済的にこの一律60m規制が成り立たないという中で、すべて(の敷地の高さ制限)を下げるか、それとも1敷地を残して他を下げるかが大きな選択となりました。事業者が、これなら開発できるかもと言った1つの案が、全敷地を31m以上とする案です。ただ、これだけだと、最悪の場合本当に35m、40mの建物が続くこともあり得ます。オール31mというと喜ぶ事業者もいるでしょうが、風格ある沿道景観という意味ではもう少し上を目指したいという議論があり、街区に1つは60mを義務づけることを考えています。

○卯月部会長

31mと考えたときの分割の仕方と、60m以上のときの分割の仕方は違いますよね。だから、スタディーとしては高さだけを上げればいいというものではないと思うが、悩みどころですね。

もう時間もないので、建物の色彩とLow-Eガラス(熱線を反射する環境性能が高いガラス)について簡単に意見をいただきたいと思います。17ページ、建物の低層部の色彩について何かご意見はあるでしょうか。これは実際に指導している事例ですか。

○黒田係長

そうです。

○国吉専門委員

通りごとの演出の仕方を議論していただいて、その中で、協議の場で評価していけばいいと思います。

○中津委員

同じことになりますが、歩いてこの街を回遊することをもうちょっと想定したほうがいい。みなとみらい地区だけではなく、関内や横浜駅等から歩けるようにいろいろなものがつながってきているから、この街でどういうリズムを体験してもらうか。1日の生活の中での歩行ルート、日常的ではないかもしれないが、もう少し周辺エリアとの色の関係を考えてほうがいいのではないかと思います。

○卯月部会長

ガラスについて、何かご意見はありますか。19ページ上の文章「基調色の部分的使用等により」という言葉がよくわかりません。

○黒田係長

基調色というのはいわゆる白系の色です。例えばこの(資料18ページ右下)グランドセントラルタワーの妻側面では、基本的にはLow-Eガラスを使いますが、マンセル値が制限に適合している色彩の縦のラインを入れています。また逆に日産本社ビルでは横の白いルーバーを入れています。このようにMM地区の色彩制限に合ったものを部分的に使う、そういった配慮を促すということです。

○卯月部会長

意味はよくわかりました。もう一つ手続の話、これは仮設建築の話が中心ですが、これについてご意見のある方いらっしゃいますか。

○国吉専門委員

仮設だから余りがっちりやらなくてもいいのではないかということだと思います。色彩等、仮設の場合はメーカー仕様のものがあるとか、できるだけ既製品を使い新たな塗装はしたくないなどということはあるのかもしれない。それでも、余りにいろいろな色が混在しないよう、それなりにまとまった色彩になるよう配慮するとか、ブレース等の色が目立つ場合があるので、仮設だからといって安易に走らないようにしてほしい。既製品を使いながらもばらばらに、陳腐にならないようにコントロールすることは、協議会としてやるべきだと思います。

○金子委員

ここで言う仮設とは、工事現場等の仮設ですか。暫定仕様で10年間使うものとは違うのですか。

○黒田係長

はい。あくまでもっと短い仮設的なものです。

○加藤委員

短期間とはどのくらいですか。

○黒田係長

基本的には(資料1 20ページ下)1は工事現場事務所なので1年内外というところです。

○中津委員

そんなに短期なら、例えば工事の仮囲いにアートを施すなど、街によってはやっていますね。そういうのももう少しやったほうがいいのかもしい。

○黒田係長

それは現在街づくり基本協定で義務づけており、仮囲いも(協定の)承認事項で、協議でアート等を要請しています。

○卯月部会長

「景観への影響が少ないものは」と下線が引いてありますが、こういう表現がとても気になるので、人によって違うことのないように。基本的には景観への影響がない場所などないのだが、外から余り見えない等、理由をつけて景観への影響が少ないと解釈しておいたほうが良いと思います。

○国吉専門委員 対応を緩和するぐらいの感じです。景観への配慮はしても、素材は選べると思うのです。

○金子委員 仮設こそきちんとやらないといけない。

○卯月部会長 だから私は「手続の負担減」にはならないのではないかと思うのです。幅が広がったり、緩やかになったりしているが、よりこちらの判断が求められるケースが出てくる。規則的にいかないという意味では協議はより(時間が)かかるし、負担減という言葉は考え直してほしいと思います。

今日出た意見を整理して、改善できることは改善していただき、これは無理だということは無理でも構いませんので、次回ご報告いただきたいと思います。それによって、あと1回ぐらいで方向を出して、本審議会に諮る予定と聞いています。では、事務局からお願いします。

2 その他

○塚田書記 先日の第115回都市美対策審議会でご意見をいただきましたが、過去の審議案件について経過を報告したいとお聞きしています。いろいろな案件がありますが、重要なものについては適宜機会を見てご報告していきたいと思います。

また、次回部会については6月21日金曜日 10時から12時を予定しておりますが、確認をお願いします。場所は改めてご案内いたします。

○卯月部会長 では、膨大な議論、テーマだったので、審議内容の確認は省いて、事務局からメモをいただき私が確認して次回に出したいと思います。

	<p>○塚田書記 本日の議事録については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づき、審議会の議事録は「あらかじめ指定した者の確認を得た上でそれを閲覧に供する」とこととなっておりますので、部会長の確認を得た上で公開することとさせていただきます。事務局からは以上です。</p> <p>閉 会</p> <p>○卯月部会長 では、これにて第18回横浜市都市美対策審議会景観審査部会を終了します。どうもありがとうございました。</p>
資料	<ul style="list-style-type: none"> - 第18回景観審査部会配布資料(PDF 1.66MB)
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本日の議事録については、部会長が確認する。 ・次回の開催は6月21日(金)10時～12時、会場は追って決定する。

[都市整備局](#) >> [都市デザイン室](#) >> [審議会等](#) >> [横浜市都市美対策審議会](#) >> 第18回都市美対策審議会景観審査部会

都市整備局企画部都市デザイン室

ご意見・お問合せ - tb-toshidesign@city.yokohama.jp - 電話: 045-671-2023 - FAX: 045-664-4539

- 2013年 06月 20日 作成 - 2013年 06月 20日 更新

©2010-2013 City of Yokohama. All rights reserved.